

インターネット外貨定期預金規定改定対比表

インターネット外貨定期預金規定を 2026 年 8 月 10 日(月)に以下の内容で改定します。

改定前		改定後	
2. 預金の解約	(2)この預金は原則として、満期日前に解約することはできません。	2. 預金の解約	(2)この預金は、 当行がやむを得ないと認める場合を除き 、満期日前に解約することはできません。 満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。外貨定期預金の解約についての元金および利息は、ご依頼時の「入金指定口座」に入金するものとします。なお、元金と利息の「入金指定口座」は同一とします。